

保護者 様

東海大学附属諏訪高等学校

校長 中村 正幸

医療機関において「インフルエンザ」と診断された場合は、法律の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席日数にはなりません。登校する際は、この治癒報告書を提出して下さい。

「インフルエンザ」の出席停止の期間の基準は、学校保健安全法施行規則により、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで」と定められています。

この用紙は保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。

治癒報告書

学校長 様

年 組 番

生徒氏名

疾患名	インフルエンザ
発症日（咳、鼻水、発熱等かぜ様の症状が出た日）	年 月 日
受診した医療機関名	
医療機関受診日	年 月 日
治癒の根拠	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過した (解熱日 月 日) ※注「発症した後5日」は発症日を0日とし、翌日を1日とする 「解熱した後2日」は解熱日を0日とし、翌日を1日とする

年 月 日

保護者氏名

印